

第3回西区協議会 協議・報告資料

◎議事

(1) 協議事項

第3号 浜松市歴史的風致維持向上計画（案）のパブリック・コメント実施
について

… 資料②-1

第4号 令和3年度 浜松市西区市民活動表彰について

… 資料②-2

(2) 報告事項

第4号 区協議会からの意見・要望付き答申への対応状況について

… 資料②-3

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項		
件 名	浜松市歴史的風致維持向上計画（案）のパブリック・コメント実施について		
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>【趣旨・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史まちづくり法に記されている歴史的風致の定義に基づき、歴史的風致を構成する建造物の保存や活動を支援することで、地域一体の良好な環境が維持され向上することを旨とする。 <p>【背景・経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大河ドラマ放映や新たな国指定文化財の指定など本市の歴史文化資源への関心の高まり。 一方、少子高齢化や人口減少社会など社会環境の変化に伴う歴史文化資源の喪失のおそれが生じている。 関連する「浜松市都市計画マスタープラン」改定及び「浜松市文化財保存活用地域計画」が作成された。 <p>※令和3年6月末現在、全国で86市町が策定・認定。 ※歴史的風致とは 歴史上価値の高い建造物が存在するだけでなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開された、情緒や風情、趣などを感じることができる良好な市街地の環境。</p>		
対象の区協議会	全区協議会		
内 容	<p>【計画（案）の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画の期間 <ul style="list-style-type: none"> ・国の認定後10年間（令和3年度から令和12年度まで） ○歴史的風致の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・本市の地域特性や歴史的・文化的背景に基づき、12件の歴史的風致を設定。 ○歴史的風致の維持向上に関する方針 <ul style="list-style-type: none"> ・「歴史的建造物の保存活用」「周辺環境の保全」「伝統的な活動の継承」「歴史文化を活かした観光振興・地域活性化」 ○重点区域の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・法定要件に基づき、3地区（表浜名湖、奥浜名湖、天竜二俣）の重点区域を設定 		
備 考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	<p>〈今後の予定〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月16日～9月17日 意見募集 ・令和3年12月 意見募集結果及び市の考え方公表 ・令和4年 1月 国へ認定申請（3月認定見込） 		
担当課	土地政策課	担当者	平野 めぐみ 電話 457-2656

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市歴史的風致維持向上計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市歴史的風致維持向上計画(案)」とは

歴史まちづくり法に記されている歴史的風致の定義に基づき、歴史的風致を構成する建造物の保存や活動を支援することで、地域一体の良好な環境が維持され向上することを旨とする計画です。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和3年8月16日(月)～令和3年9月17日(金)

3. 案の公表先

土地政策課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館(臨時窓口:浜松城公園南ビル)、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページにある意見入力フォームからも直接提出できます。)

① 直接持参	土地政策課(市役所本館6階)まで書面で提出
② 郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 土地政策課あて
③ 電子メール	tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④ FAX	053-457-2601(土地政策課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和3年12月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

都市整備部土地政策課(TEL 053-457-2656)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●（案）浜松市歴史的風致維持向上計画（概要版）＜別紙＞

●（案）浜松市歴史的風致維持向上計画（本編）

序章 計画の策定にあたって	0-1
0-1. 計画策定の背景	0-1
0-2. 計画策定の目的	0-2
0-3. 計画の期間	0-2
0-4. 計画策定の体制と経緯	0-3
第1章 浜松市の歴史的風致形成の背景	1-1
1-1. 位置と市域	1-1
1-2. 自然的環境	1-4
1-3. 社会的環境	1-11
1-4. 歴史的変遷	1-19
1-5. 浜松の歴史と関わりのある主な人物	1-57
1-6. 文化財	1-69
第2章 浜松市の維持及び向上すべき歴史的風致	2-0-1
2-1. 浜松城下の営みにみる歴史的風致	2-1-1
2-2. 佐鳴湖のめぐみに育まれる歴史的風致	2-2-1
2-3. 天竜川下流の条里制水田と荘園に由来する歴史的風致	2-3-1
2-4. 開拓地三方原台地の営みにみる歴史的風致	2-4-1
2-5. 浜名湖の漁労・養殖と豊漁豊作に感謝する歴史的風致	2-5-1
2-6. 農村歌舞伎にみる歴史的風致	2-6-1
2-7. 奥浜名湖の社寺と祭礼にみる歴史的風致	2-7-1
2-8. 三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致	2-8-1
2-9. 二俣地域の営みにみる歴史的風致	2-9-1
2-10. 中央構造線沿いに点在する集落の祭礼と信仰にみる歴史的風致	2-10-1
2-11. 秋葉信仰にみる歴史的風致	2-11-1
2-12. 遠江のひよんどりとおくないにみる歴史的風致	2-12-1

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	3-1
3-1. 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組	3-1
3-2. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	3-2
3-3. 上位関連計画との関連性	3-4
3-4. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	3-25
3-5. 歴史的風致維持向上計画の実施体制	3-27
第4章 重点区域の位置及び区域	4-1
4-1. 重点区域設定の考え方	4-1
4-2. 重点区域の位置及び区域	4-3
4-3. 重点区域の設定の効果	4-9
4-4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	4-10
第5章 文化財の保存及び活用に関する事項	5-1
5-1. 市全域に関する事項	5-1
5-2. 重点区域に関する事項	5-8
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項	6-1
6-1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する基本的な考え方	6-1
6-2. 事業の内容	6-7
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	7-1
7-1. 歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方	7-1
7-2. 歴史的風致形成建造物の指定の基準	7-1
7-3. 歴史的風致形成建造物の指定対象の要件	7-2
7-4. 歴史的風致形成建造物候補一覧	7-2
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	8-1
8-1. 歴史的風致形成建造物の維持管理に関する基本的な考え方	8-1
8-2. 歴史的風致形成建造物の維持管理の指針	8-1
8-3. 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等	8-3

●意見提出様式<別紙>

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市歴史的風致維持向上計画（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史まちづくり法に記されている歴史的風致の定義に基づき、歴史的風致を構成する建造物の保存や活動を支援することで、地域一体の良好な環境が維持され向上することを目指すために計画を策定するものです。
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大河ドラマ放映や新たな国指定文化財の指定など本市の歴史文化資源への関心の高まり。 ・ 一方、少子高齢化や人口減少社会など社会環境の変化に伴う歴史文化資源の喪失のおそれ。 ・ 関連する「浜松市都市計画マスタープラン」の改定及び「浜松市文化財保存活用地域計画」の作成。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の保存・活用、都市計画・景観計画との整合・調和その他の措置を講ずることにより、地域の伝統や文化を活かしたまちづくりを進め、本市の歴史的風致の維持及び向上を図ります。
案のポイント （見直し事項など）	<p>〈計画（案）の概要〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画の期間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の認定後 10 年間（令和 3 年度から令和 12 年度まで） ○歴史的風致の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的風致とは、「歴史上価値の高い建造物が存在するだけでなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開された、情緒や風情、趣などを感じることができると良好な市街地の環境」のこと。 ・ 本市の地域特性や歴史的・文化的背景に基づき、12 件の歴史的風致を設定。 ○歴史的風致の維持向上に関する方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「歴史的建造物の保存活用」「周辺環境の保全」「伝統的な活動の継承」「歴史文化を活かした観光振興・地域活性化」 ○重点区域の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定要件に基づき、3 地区（表浜名湖、奥浜名湖、天竜二俣）の重点区域を設定。
関係法令・ 上位計画など	<p>関係法令：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律</p> <p>上位計画：浜松市都市計画マスタープラン 浜松市文化財保存活用地域計画</p>
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 3 年 8 月 16 日～9 月 17 日 意見募集 ・ 令和 3 年 12 月 意見募集結果及び市の考え方公表 ・ 令和 4 年 1 月 国へ認定申請（3 月認定見込）

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市歴史的風致維持向上計画(案)
意見募集期間	令和3年8月16日(月)～令和3年9月17日(金)
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 土地政策課あて

住所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

FAX : 053-457-2601

E-mail : tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

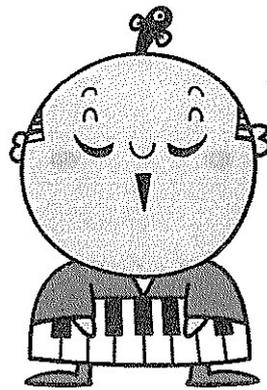
「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいか分からない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ・ ●ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ・ ●ページの「△△△△」については、「■ ■ ■ ■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ・ ●ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ・ ●ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



皆さんからの
ご意見を
お待ちしております
おるのじゃ！

©浜松市

別途製本された資料あり

浜松市歴史的風致維持向上計画（概要版）（案）

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和3年度浜松市西区市民活動表彰について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【概要】 市民活動表彰における区長賞表彰団体を決定するにあたり、西区協議会に意見を求めるもの。</p> <p>【経緯】 西区行政推進会議にて審議 (R3. 7. 6 開催) 西区協議会にて協議、意見聴取 (R3. 7. 28 開催) 区長賞表彰団体を決定 (R3. 7 月末予定)</p> <p>※市民活動表彰 市民主体のまちづくりの推進を図るため、優れた市民活動を行った団体を表彰するもの。 各区で区長賞を1団体決定し、その中から市長賞を決定する。</p>				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	<p>【団体名】 志都呂団地 ふれあい会</p> <p>【活動内容】 ・花キューピット個別訪問や脳トレサロン (健康マージャン) の開催など、高齢化率の高い団地の中で憩いの場を提供</p> <p>【活動期間】 ・年間を通じて活動</p> <p>* 詳細は別紙資料のとおり</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	西区区振興課	担当者	山本 淳	電話	597-1112

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市西区市民活動表彰選考資料

(ふりがな) 団体名	志都呂団地 ふれあい会	(ふりがな) 代表者氏名	(たかべ ふみえ) 高部 富美枝
e-mail		電話番号	
		FAX 番号	
団体設立年月	平成 13 年 10 月	団体員数	26 人
団体活動目的	1. 高齢化率の高い団地の中で、見守りや支援を要する人とのふれあいを図り情報交換及び研修を行う。2. 音楽を通して高齢者の対象者に喜びや憩いを与えると共に会員相互の交流を行う。3. 生き生きとした老後を送るため、脳を鍛え、活性化を図ると共に談笑ある場を提供する。		
これまでの 主な活動実績	初夏の夕暮れコンサート（地元の演奏団体とジョイントコンサート）、コーラスによる施設訪問、脳トレサロン（健康マーじゃん）		
P R し た い 活 動 実 績 の 概 要	活動名	① 初夏の夕暮れコンサート ②施設訪問 ③脳トレサロン ④ 花キューピット ⑤その他	
	活動の期間	① 6月第一土曜日 ②年1回 ③月2回（第1・3月曜日） ④ 年末	
	活動財源 該当するもの全 てに○	行政からの補助金・ <u>団体会費</u> ・寄附・当該活動により得た収益 その他 （会員から年会費 1,000 円）	
	活動のきっかけ	阪神大震災後、団地の住民が高齢化する中で、ボランティア組織を立ち上げ、見守りや支援を必要とする人とのふれあいや会員相互の情報交換などを行うことを目的に活動を開始した。	
	内容	① 初夏の夕暮れコンサート ② 施設訪問（4か所、コーラス） ③ 脳トレサロン（健康マーじゃん） ④ 花キューピット個別訪問（85歳以上の一人暮らし、90歳以上の2人暮らし）メッセージとともにアレンジ花を年末に届ける。 ⑤ 安否確認や話し相手やごみ出し等のサポート	
	成果	① 初夏の夕暮れコンサート：第17回を迎え、夕方1時間200名の住民とコンサートを楽しむ ② 施設訪問：地域の老人施設において、恒例の行事となっている。 ③ 脳トレサロン：月2回、初心者からベテランまで20～30名程度の人が脳と手を動かし、ゲームを楽しんでいる ④ 花キューピットの個別訪問での安否確認 ⑤ イベントのチラシ配布による個別訪問での安否確認	
	この活動について更に発展させたいこと	・脳トレサロンのマーじゃん等 男の居場所作りをしたいと考えている。（男性の一人暮らしも増えているから）	
	活動に協力した団体等	行政・企業・NPO・ <u>学校</u> ・ <u>市民</u> ・その他（自治会）	
協力の内容		・学校…夕暮れコンサート時西都台小学生が参加 ・市民…夕暮れコンサート時、皆で歌う、手話等に参加	

志都呂団地【ふれあい会】会則

＝暮らしに安心を＝

(名称)

第1条 この会は、「ふれあい会」と称する。

(目的)

第2条 この会は、団地内高齢者等で、日々、何らかの見守りや支援を要する人との、ふれあいを図るほか、会員相互の情報交換及び研修を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 この会の事業は次の通りとする。

- (1) 月に1~2回のふれあい訪問をすることで、安否の確認をし、要望に応じて行う買い物、散歩の同行、話し相手などの個人を対象とした、ボランティア活動。
- (2) サロン活動をする
- (3) 脳トレ活動をする
- (4) 音楽を通じてのボランティア活動
- (5) 団地内の福祉活動への参加協力

(会員)

第4条 この会は、本会の目的に賛同し入会した者で組織する。

(役員)

第5条 この会に、次のように役員をおく。

- (1) 代表者、書記、会計、各1名
- (2) 任期は2年とし再選を妨げない。

(事務所)

第6条 この会の事務所は、代表者宅におく。

(会計)

第7条 この会は、会員の入会金1,000円、年会費1,000円、助成金、寄付金及び、その他の収入を、もってあてる。

{附則}

- (1) この会は、平成13年10月1日から施行する。
- (2) 平成17年4月1日 会則一部改正
- (3) 平成19年4月1日 会則一部改正
- (4) 平成20年4月1日 会則一部改正
- (5) 平成22年4月1日 会則一部改正

脳トレサロンの ご案内

楽しみながら、脳を鍛え、人とふれあいませんか!!

様

志都呂団地ふれあい会

毎月第1月曜日 第3月曜日 午後1時～3時 (原則)

{2021年度 脳トレサロン開催日}

- ☆ 月日—4/5 4/19 (月曜日) 5/3 5/17 (月曜日) 6/7 6/21 (月曜日)
- 7/5 7/19 (月曜日) 8/2 8/16 (月曜日) 9/6 9/20 (月曜日)
- 10/4 10/18 (月曜日) 11/1 11/15 (月曜日) 12/6 (月曜日)
- 1/17月 (月曜日) 2/7 2/21 (月曜日) 3/7 3/21 (月曜日)

☆ 時間—午後1時～3時

☆ 場所—志都呂団地公民館

☆ 変更する時は、その都度、ご連絡します。



第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項														
件 名	区協議会からの意見・要望付き答申への対応状況について														
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>令和2年度に区協議会へ諮問した案件のうち、意見・要望付きで答申された事項について、その対応状況を報告するもの。</p> <p>令和2年度答申実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2 実績</th> <th>意見付き答申</th> <th>うち西区実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>答申件数</td> <td>8 件</td> <td>2 件</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>(うち意見数)</td> <td>—</td> <td>(8 件)</td> <td>(4 件)</td> </tr> </tbody> </table>				R2 実績	意見付き答申	うち西区実績	答申件数	8 件	2 件	1 件	(うち意見数)	—	(8 件)	(4 件)
		R2 実績	意見付き答申	うち西区実績											
答申件数	8 件	2 件	1 件												
(うち意見数)	—	(8 件)	(4 件)												
対象の区協議会	西区協議会														
内 容	<p>令和2年度区協議会諮問案件のうち、意見・要望付きで答申された事項について、対応状況を取りまとめましたので、報告いたします。</p>														
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)															
担当課	区振興課	担当者	丸山 浩亜 電話 597-1112												

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜市協第 79 号
令和 3 年 7 月 28 日

西区協議会 様

浜松市長 鈴木 康友



区協議会からの意見・要望付き答申への対応状況について

令和 2 年度区協議会諮問案件で、意見・要望付きで答申された事項について、下記のとおり現状等について報告します。

記

1 令和 3 年度西区役所費の予算要求の概要について

諮問の内容について審議した結果、概ね適切であると認めます。

本協議会において、考慮すべき点として次の意見がありましたので申し添えます。

- ・ 新型コロナウイルス感染防止対策
- ・ ICT 技術の活用
- ・ 地域課題の把握
- ・ 市民協働の環境整備

意見を参考に予算要求しました。

(区振興課)

令和3年度 西区における事業の取組状況について

1 新型コロナウイルス感染防止対策

◆ 新型コロナウイルス感染症予防対策（健康づくり課）

手洗いやマスク着用、三密を避ける等の身近な感染予防対策と免疫力を高める健康な体づくりについて、シニアクラブや区役所市民ホールでの周知など様々な機会をとらえて啓発している。

また、生活衛生課や健康増進課と連携する中でワクチン接種などの感染症予防対策を実施中である。各協働センターにおいてもワクチン接種等に係る相談や接種予約の支援を行っている。

2 ICT技術の活用

◆ マイナンバーカード交付促進事業（区民生活課）

社会のデジタル化やオンラインによる行政手続きの基盤となる、マイナンバーカードの課内交付体制を拡充するとともに、開庁時間外の受付も実施するなど積極的な取得と利活用の促進を呼びかけている。

◆ 母子保健事業（健康づくり課）

母子健康手帳の交付をはじめ、保健師等による妊娠・出産等の電話相談、母子訪問指導、妊産婦・乳幼児の健診、離乳食教室、さらにいつでも予約できるWebサイト等からの予約方式に変更した親子すこやか相談や2歳児歯科健診などを通して、コロナ禍においても安心して出産や育児ができるよう支援している。

3 地域課題の把握

◆ 市民提案による住みよい地域づくり助成事業（区振興課）

市民協働の理念のもと、市民や市内で活動するグループが地域課題の解決や地域の活性化のために実施する事業に対して、補助金を交付している。

【令和3年度採択事業】 ※令和3年7月1日現在

- ・ 浜名湖自然観察会 ※浜名湖の環境保全
- ・ 雄踏吹奏楽団 20周年記念コンサート ※地域の音楽振興
- ・ 第2回うな重高校創作料理コンテスト・スタンプラリー ※地元名産品の普及促進
- ・ 昭和フェス 2021～館山寺だヨ！全員集合～ ※コロナ禍での地域活性化

◆ 協働センターを核とした地域課題解決事業（区振興課・まちづくり推進課・各協働センター）

協働センターのコミュニティ担当職員とエリアマネージャー等が連携して地域の課題を把握し、西区応援団として地域団体等と協働で課題解決に取り組んでいる。

・篠原地区家具転倒防止事業利用促進事業（篠原協働センター）

地域の防災力を強化するため、主に高齢者世帯を対象に家具の転倒防止対策を促進する。

・安全安心きれいなまちづくり業務（和地協働センター）

(1)自治会・PTAなどの協力を得て通学路の除草やごみ拾いを行う。

(2)自治会・区・班などの単位で、不法投棄されそうな場所の清掃と看板の設置を行う。

・コロナに負けるな！佐鳴湖の空へ凧をあげよう！（入野協働センター）

コロナ禍を乗り越えるため「佐鳴湖のあるまち」という特色を生かして「コロナに負けるな！凧」や「入野地区社会福祉協議会25周年記念凧」などを佐鳴湖の空に揚げる。

・表浜防風林の松苗植樹事業（舞阪協働センター）

表浜防風林の松が枯れ伐採したため、地元の幼稚園・小学校・中学校の子どもたち等が松苗を植樹する。

4 市民協働の環境整備

◆ 協働センター管理運営事業・地域施設管理運営事業（まちづくり推進課・各協働センター）

市民協働、地域づくりの拠点である協働センターの環境整備や、Wi-fi環境の整備、デジタル機器の研修講座の開催などコロナ禍における市民協働を後押ししている。また施設運営を地域組織に委ねることで地域コミュニティを活性化させるとともに、地域の実情に応じた活動を展開する。

さらにコミュニティ振興に関する各種団体と連携して、地域のコミュニティ活動を支援する。